

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	交通政策課	整理番号	2 - 1 - 1
処分の種類	軌道敷地の道路敷地への充用			
根拠法令条例等・条項	軌道法第9条			
処分の概要	道路管理者道路の新設又は改築のため、軌道経営者の新設した軌道敷地を無償で道路に充用			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
基準の制定根拠	—			